

貯蓄預金

適用日：2021年1月4日

1. 商品名(愛称)	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・特に期間の定めはありません
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます(基準残高Ⅰ型30万円・Ⅱ型10万円をお選びください) ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(受取)方法	・随時払戻しができます
6. 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します(Ⅰ型30万円の利率・Ⅱ型10万円の利率) ・金額階層別金利(10万円未満、10万円以上、30万円以上)を適用します ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます ・1年を365日とする日割計算とします 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 中途解約の取扱い	—
9. 手数料	・キャッシュカードによる支払等の場合には、カード規定に定める手数料を徴求することがあります ・貯蓄預金Ⅰ型は、1カ月間に5回を超えて払戻しをする時は、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて手数料を徴求します
10. 未利用口座管理手数料 (1) 対象口座 (2) 手数料	以下①～⑤のすべてを満たす貯蓄預金口座を対象といたします。 ① 2021年1月4日以降に開設された貯蓄預金口座であること。 * 盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も対象となります。 ② 最後のお預入れまたは払戻し(貯蓄預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い貯蓄預金口座であること。 ③ 該当の貯蓄預金口座の残高が、1万円未満であること。 ④ 同一支店で他に定期性預金、投資信託、国債等の預かり金融資産のお取引が無いこと。 ⑤ 同一支店でお借入れが無いこと。 ・口座が対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします※1。 ・事前通知後、一定期間(約3か月)経過後もお取引が無い場合に、年間1,200円(別途消費税)を当該口座から引落しいたします。 ※ お支払いいただいた未利用口座管理手数料はご返却いたしません。

(3) 自動解約	<ul style="list-style-type: none"> ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします※2。 ※ 解約させていただいた口座の再利用はできません。 ・口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。 <p>※1 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。</p> <p>※2 対象の口座をお持ちのお客さまには、お取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3か月）経過後に、年間1,200円（消費税別）の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には貯蓄預金口座を解約させていただくものです。</p>
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の取扱いはできません ・「普通預金」との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができません
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100）にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、スウィングサービス規定で定める手数料を徴求します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）

(貯蓄預金)